

発議案第27号

生活保護の申請を制限する生活保護法改定案を、国会に再提出しないよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月11日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中村健敏	㊞
	同	原弘志	㊞

提案理由

国に対し、生活保護法改定案を、再び国会へ提出しないことを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

生活保護の申請を制限する生活保護法改定案を、国会に再提出しないよう求める意見書

安倍内閣は、国民の強い反対を受けさきの国会で廃案となった生活保護法改定案を、再び国会に提出し成立させてしまった。生活保護申請を門前払いする現在の違法な「水際作戦」を合法化・法制化する内容で、既に8月から実施されている生活保護費の過去最大の削減と合わせ、国民の保護請求権を著しく侵害し、「最後の安全網」である生活保護制度の理念を根本から覆す大改悪である。これは憲法第25条に保障された生存権にかかわる大問題である。

現行法では、保護申請は口頭でも可能とし、書面で行うことを要件とはせず、また保護の要否判定に必要な書類の提出は義務付けてはいない。これは、生存権保障の実効性を確保する、大変重要な仕組みである。

ところが改定案では、申請時に、収入や資産などを記載した申請書の提出を義務付け、要否判定に必要な書類の提出を要件とし、これらを提出しない限り申請を受け付けないとしている。仮にこれが通るようなことになれば、申請の意思を表明しても申請書を渡さず、多くの書類の提出を求めて申請そのものをさせないという、世界的に見ても異常な「水際作戦」が、さらに広がることにならざるを得ない。

改定案はまた、申請者や過去の生活保護制度利用者、及びこれらの人たちの扶養義務者に、収入や資産報告を求め、官公署、勤務先に収入の照会をするとしている。これは、保護を必要としている人の申請意思を萎縮させかねない事態につながり、事実上、扶養義務を保護の要件とするのと同じ影響を与えることが懸念される。

現在でも、保護申請すると扶養者に「照会文書」が送付されることをためらい、生活保護の利用を控える人は少なくない。保護を申し出ることを決めても、「水際作戦」によって、約半数の人が申請にすらたどり着けていない。その結果、生活保護基準以下で暮らす国民のうち保護制度を利用している人の割合、いわゆる「捕捉率」は、世界各国が6割から9割に達しているのに対し、日本は2割弱と際立って低い。こうして保護から締め出された結果、貧困が拡大・深刻化し、餓死・孤立死が頻発するという、痛ましい事態が相次いでいる。

国連社会権規約委員会は、日本に対し、「生活保護の申請手続きを簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとる」よう勧告した。これに真っ向から逆行する改定案に、国民の大きな批判が巻き起こり、前国会で廃案となったのは当然であり、政府はこの国民の声を真摯に受け止めるべきである。

よって本議会は、生活保護法改定案を、再び国会へ提出しないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様